

固定資産税（償却資産）の対象となる太陽光発電設備について

1. 償却資産とは

償却資産とは、事業の用に供することのできる土地・家屋以外の構築物や機械、運搬具、器具備品などの資産であり、事業の用に供する太陽光発電設備は、課税の対象となります。

課税の対象となる償却資産をお持ちの場合は、その所有状況を毎年1月末日までに申告することが義務付けられています（地方税法 383 条）。

詳しくは下記の区分表をご覧ください。

2. 設置者及び発電規模別課税区分

設置者	全量売電（発電された電気の全量を電力会社に売却）	余剰売電（発電された電気を自家消費用に充て、残りを電力会社に売却）	自家消費
個人 (住宅用)	事業用資産となりますので、 <u>課税の対象となり、申告が必要です。</u>		事業用資産とはなりませんので、 <u>課税の対象にはなりません。</u>
個人 (事業者) 法人	事業用資産となりますので、全量売電・余剰売電・自家消費にかかわらず <u>課税の対象となり、申告が必要です。</u>		

※太陽光発電設備の耐用年数は「17年」となります。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2 31. 電気業用設備 その他の設備「主として金属製のもの」）

3. 設備に係る固定資産税の評価区分

設置方法	発電設備					
	パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材等）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所に設置 (土地や家屋の要件を満たしていない構築物等)	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋・・・家屋として評価されているため申告不要、償却・・・償却資産として申告の対象

4. 課税標準額、税額の計算方法

取得価額を基礎とし、耐用年数に応ずる減価率と取得後の経過年数により算出します。

＜計算例＞取得価格 10,000,000 円の太陽光発電設備（耐用年数 17 年）の場合			
	(取得価額×減価残存率＝課税標準額)		(課税標準額×税率＝税額)
1 年目	10,000,000 円×0.936＝ <u>9,360,000</u> 円		<u>9,360,000</u> 円×1.4/100＝131,040 円
2 年目	<u>9,360,000</u> 円×0.873＝ <u>8,171,280</u> 円		<u>8,171,280</u> 円×1.4/100＝114,397 円
3 年目	<u>8,171,280</u> 円×0.873＝ <u>7,133,527</u> 円		<u>7,133,527</u> 円×1.4/100＝99,869 円

※耐用年数 17 年の資産の減価率は 0.127 ですが、1 年目は減価率を 1/2 とするため減価残存率は 0.936、2 年目以降 0.873 となります。

(減価残存率 1 年目 $1 - 0.127/2 = 0.936$ 2 年目以降 $1 - 0.127 = 0.873$)

以降、前年の課税標準額に 0.873 を乗じた額が課税標準額となり、その額に税率 1.4% を乗じて税額を算出します。特例が適用される場合は、3 年目まで課税標準額に 2/3 を乗じます。

※免税点：償却資産は課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は固定資産税が課税されません。
しかし、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要です。

※前年の申告から変更がない場合でも、申告書右下の 18.備考欄（2）増減資産なしに○を付け、毎年申告してください。

申告の方法や、税額の計算、所有している資産が申告の対象となるか等、ご不明な点などございましたらお手数ですが下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

ひたちなか市東石川 2 丁目 10 番 1 号

ひたちなか市総務部税務事務所

資産税課 償却資産係

TEL : 029 (273) 0111 (内 3113, 3114)